

令和7年9月26日

兵庫地方最低賃金審議会 令和7年度第3回兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会の開催について

標記の会議を下記のとおり開催いたします。

傍聴を希望される方は下記5の要領によりお申し込みください。

記

- 1 予定日時 令和7年9月30日(火) 午前10時00分より
(但し、開催日、開催時間については、諸般の事情により、急遽、中止、変更になることがありますので、十分ご了解の上、ご来場ください。)
- 2 場 所 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号
神戸クリスタルタワー16階 兵庫労働局第3共用会議室
- 3 議 題 兵庫県特定最低賃金の改正決定の審議等について
- 4 傍聴者 12名以内
- 5 要 領 傍聴希望者は部会開催当日に直接受付にお越しいただき、申込書に必要事項を記入してください。
 - (1) 受付場所：神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー16階
兵庫労働局労働基準部賃金室
 - (2) 受付締切時間：開催予定時間の30分前
 - (3) 会場収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には受付締切後、その場で抽選を行います。抽選に落選された場合や、抽選後に来場された方は、傍聴できませんので、あらかじめご了承ください。
 - (4) 審議会の開始後の入室は認められませんのでご注意ください。
 - (5) 部会では議事の内容により、一部非公開になる場合があります。また、議事の進行状況により、休会時やその他状況に応じ、傍聴の方には部屋を一時移動して頂くこともありますので、ご了承ください。
 - (6) 申し込み頂いた本人であることを確認させていただく場合がございますので、当日はご本人であることがわかるものをお持ちください。
- 6 その他
 - 傍聴される場合には、別紙2の遵守事項を厳守してください。
 - 車椅子をお使いになられる方はその旨お申込みの際にお書き添えください。又、介助の方がいらっしゃる場合は、その方のご氏名も併せてお書き添えください。

問い合わせ先 兵庫労働局労働基準部賃金室

TEL 078-367-9154

《別 添》

審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 議事の内容により、一部非公開の部分があり、当該時間は会場内で待機して頂く場合があります。また、議事の進行状況等により、一時的な休会時や、その他状況に応じ、傍聴の方には部屋を移動して頂くこともありますのでご了承ください。
- 2 待機時や、休会時にお帰りしていただくことも可能ですが、その際は事務局職員に一言お声がけいただくようお願いします。
- 3 傍聴整理券番号と同じ番号の席に着席し、みだりに自席を離れないようにしてください。
- 4 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 5 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴してください。
- 6 写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダー等の使用はご遠慮ください。
- 7 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 8 審議における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 9 プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げるおそれのあるものは会場内に持ち込めません。
- 10 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用しないでください。
- 11 銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 12 その他、会長及び兵庫地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようお願いします。

なお、上記の各事項に反する行為が行われた場合は、退場していただくことがあります。